

第 1 章

計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定にあたって

自殺対策に関して、平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、毎年のように3万人を超えていた全国の自殺者数は減少に向かい、一定程度の成果を上げてきました。しかしながら、いまだに毎年2万人を超える自殺者がいる非常事態は続いており、施行から10年の節目にあたる平成28年に基本法が改正され、市町村においても平成29年7月に見直された自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）及び地域の実情等を勘案して、市町村自殺対策計画を策定するものとされました。

大綱には、「いのちを支える自殺対策」という理念のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すものとして、「生きることの包括的な支援として推進する」、「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」、「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」、「実践と啓発を両輪として推進する」、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する」という5つの基本方針が掲げられました。

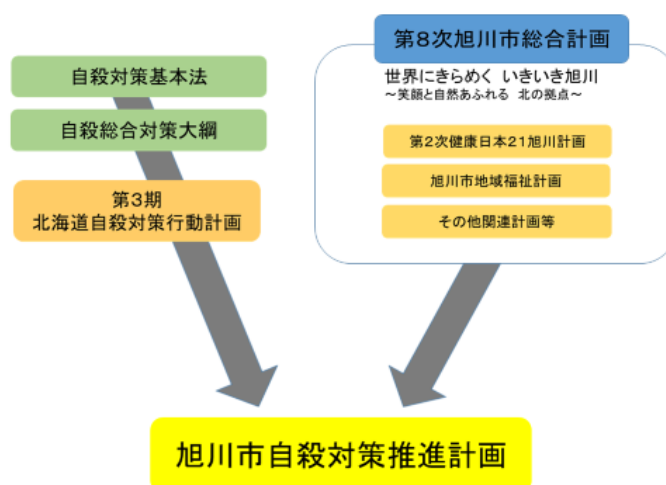
このようななか、平成29年の本市の自殺者数は、最多であった平成16年と比較し半減しましたが、いまだに毎年60人もの方の尊い命が失われている深刻な状況であることを踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない旭川市を目指すことを目的に「旭川市自殺対策推進計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ及び性格

本計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ために自殺対策に特化し、基本法第13条第2項に規定される「市町村自殺対策計画」として策定する旭川市の計画です。

本市では、第8次旭川市総合計画で掲げる目指す都市像「世界にきらめく いきいき旭川～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向けてまちづくりを進めています。

本計画においても、目指す都市像の実現に向け、第8次旭川市総合計画及びその個別計画のひとつとして健康づくり施策を推進するための「第2次健康日本21旭川計画」等の各計画と整合性（連携・調和）を図りながらも、柔軟かつ迅速な対策を推進するため、独立した計画として位置づけるものです。



3 計画期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5か年とします。

また、自殺をめぐる諸情勢の変化及び施策の推進状況や目標達成状況を踏まえ、評価及び計画内容の見直しを行います。

| | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) | 平成33年度 (2021年度) | 平成34年度 (2022年度) | 平成35年度 (2023年度) |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 旭川市自殺対策推進計画 | | | | | | |
| 第8次旭川市総合計画 (基本計画) | | | | | | |
| 健康日本21旭川計画 | | | | | | |
| 旭川市地域福祉計画 | | | | | | |

4 基本的な考え方

(1) 自殺対策の基本認識

- ア 自殺はその多くが追い込まれた末の死
- イ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態は続いている
- ウ PDCAサイクルを通じた対策の推進

(2) 最終的な方向性

本計画は、全ての市民が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、誰も自殺に追い込まれることがなくなることを目指します。

(3) 基本理念

- ア 生きることの包括的な支援として推進
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると認識し、「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。
- イ 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
自殺を防ぐには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包

括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するために、様々な分野の施策、人々や組織との連携を図ります。

ウ 段階に応じた対策の効果的な連動

自殺対策については、事前対応、危機対応、事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる必要があることから、個別の施策は、事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階に分け、連動した対策を推進します。

(ア) 事前対応：心身の健康の保持増進や孤立防止についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等、自殺の危険性が低い段階からの予防を図ります。

(イ) 危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないための取組を推進します。

(ウ) 事後対応：自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、対象者をケアする取組や新たな自殺を発生させないように対応をすすめます。

エ 実践と啓発を両輪として推進

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であるということが社会全体の共通認識となり、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の普及啓発を積極的に実施します。

オ 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。そこで、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

(ア) 旭川市：本市の実情等を勘案のうえ、市町村自殺対策計画を策定し、自治体としての特性を生かした施策に取り組みます。

(イ) 関係団体・民間団体：本市からの支援も得ながら、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画します。

(ウ) 市民：自殺対策の重要性を理解し関心を深めるとともに、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であることを念頭に、自らや周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにするなど、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組みます。

第2章

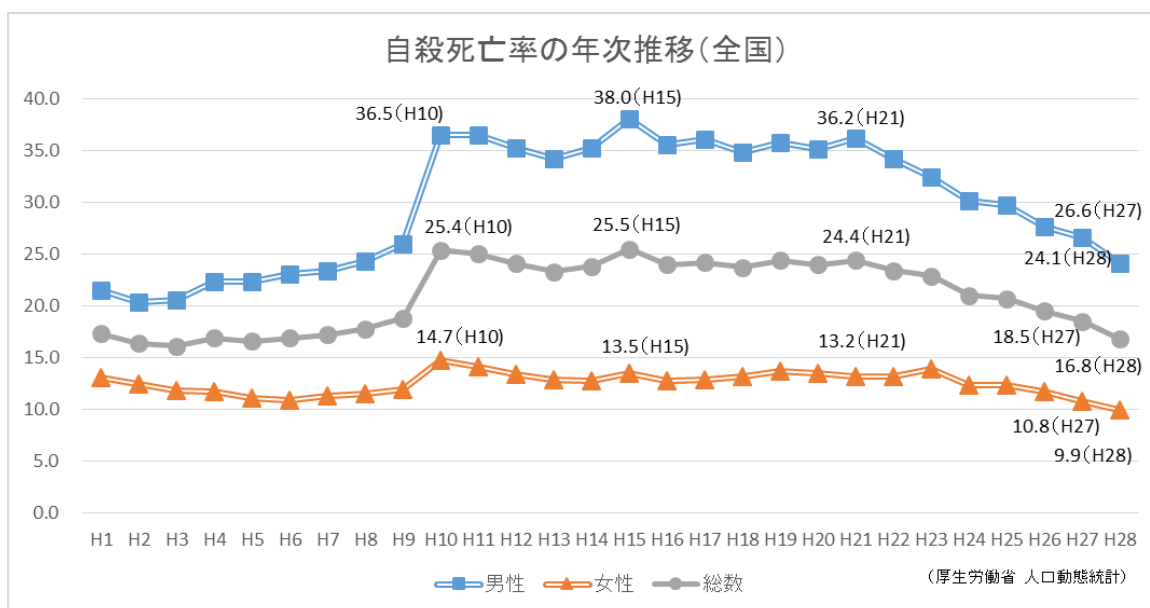
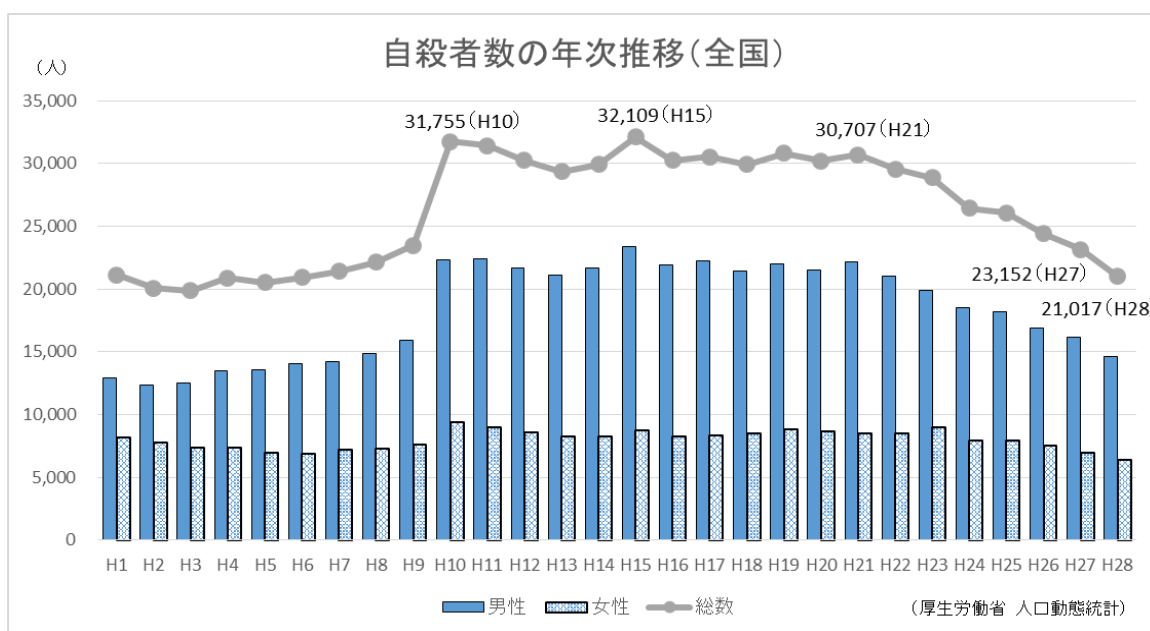
自殺の現状と課題

第2章 自殺の現状と課題

1 全国及び北海道の動向

(1) 全国の動向

平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成15年の32,109人をピーク（昭和53年の統計開始以降）に、平成16年からは減少し、平成21年まで横ばいで推移した後、平成22年以降は減少を続け、平成28年には21,017人にまで減少しています。



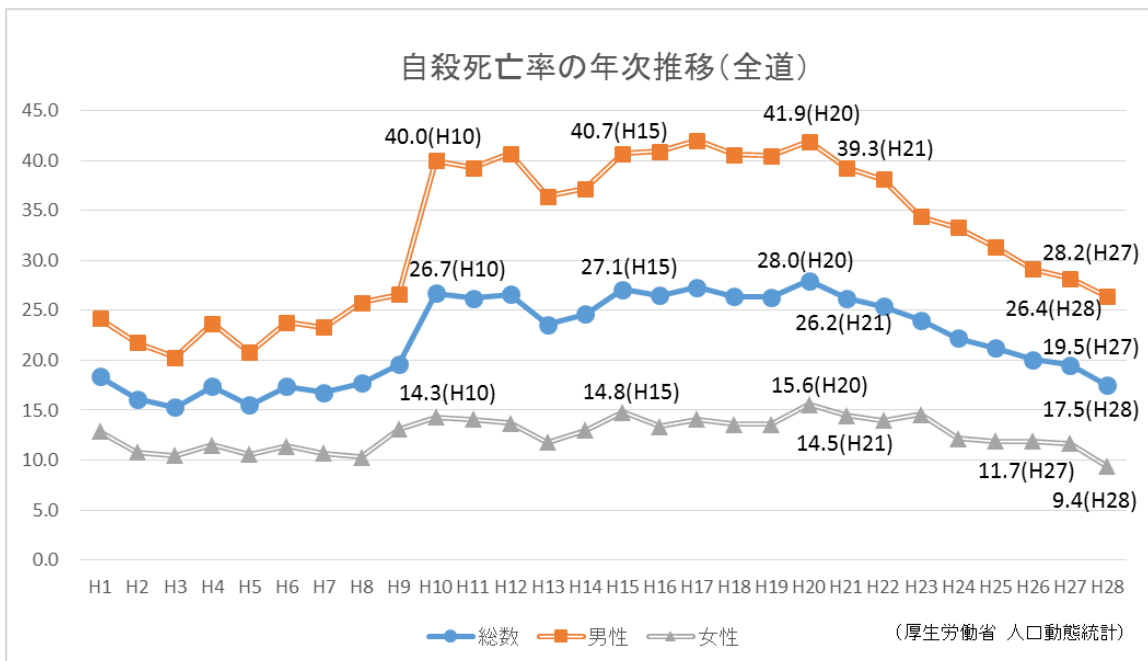
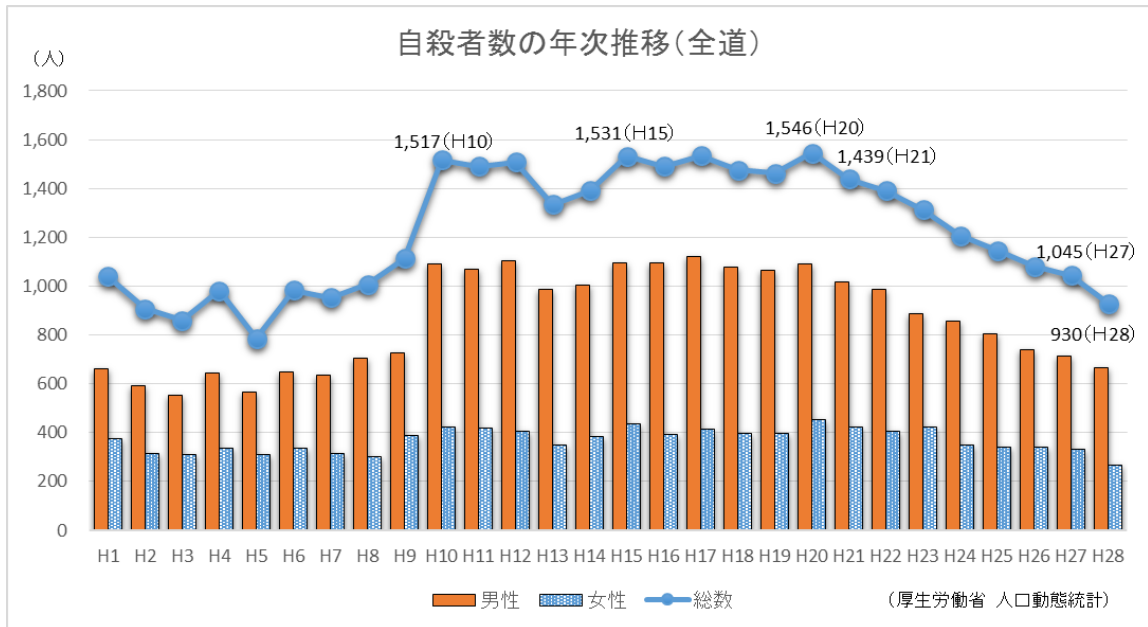
※ (参考)

【自殺死亡率：その年の人口10万人あたりの自殺者数】

(2) 北海道の動向

北海道における自殺者数は、平成10年に前年から403人増加して1,517人となって以降、毎年1,500人前後で推移していましたが、平成21年以降は減少を続け、平成28年は930人となっています。

北海道における人口10万あたりの自殺死亡率は、平成28年は17.5で、全国平均の16.8を上回っており、都道府県別では21番目に高い割合となっています。



※ (参考)

【人口動態統計：日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上】

【自殺統計：総人口（日本における外国人も含む）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時点で計上】

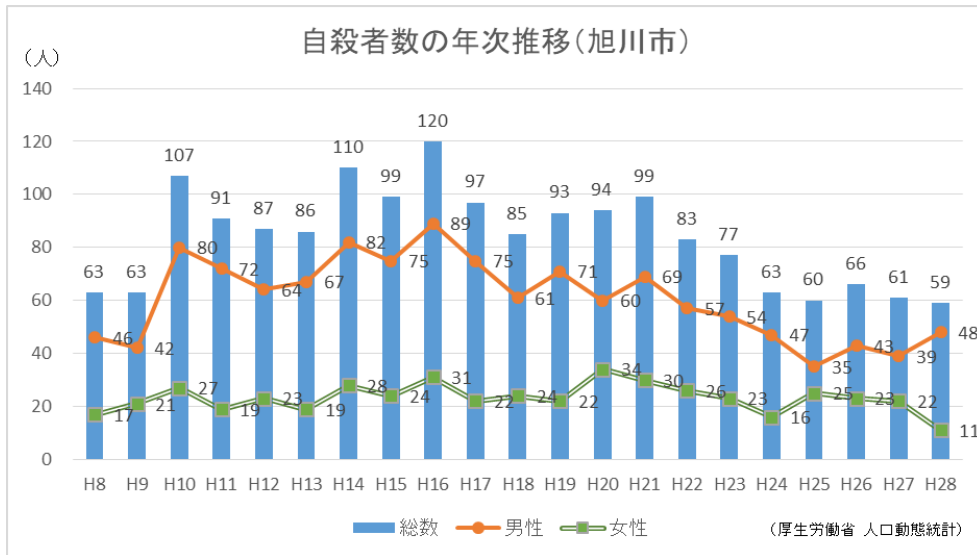
2 旭川市の現状

(1) 自殺者数の推移

本市における自殺者数は、平成16年の120人をピークとして減少傾向となり、平成24年には63人まで減少しましたが、その後は横ばいで推移しています。

平成28年の自殺者数は59人で前年度よりも2人減少しました。

男性の自殺者は、平均して全体の約7割を占めており、全国及び北海道と同様の傾向にあります。

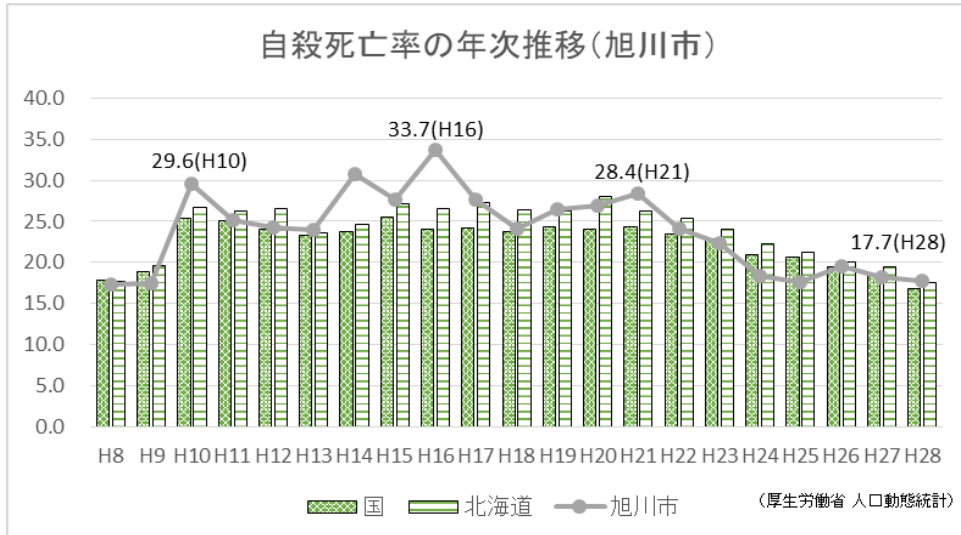


(2) 自殺死亡率の推移

全国における自殺死亡率は、平成10年に前年の18.8から25.4に急上昇し、以後平成15年の25.5をピークとして、高い水準が続いていたが、平成22年以降は低下を続けており、平成28年には16.8となっています。

北海道における自殺死亡率は、平成15年に前年の24.6から27.1に急上昇し、以後平成20年の28.0をピークに徐々に減少し、平成28年には17.5となっています。

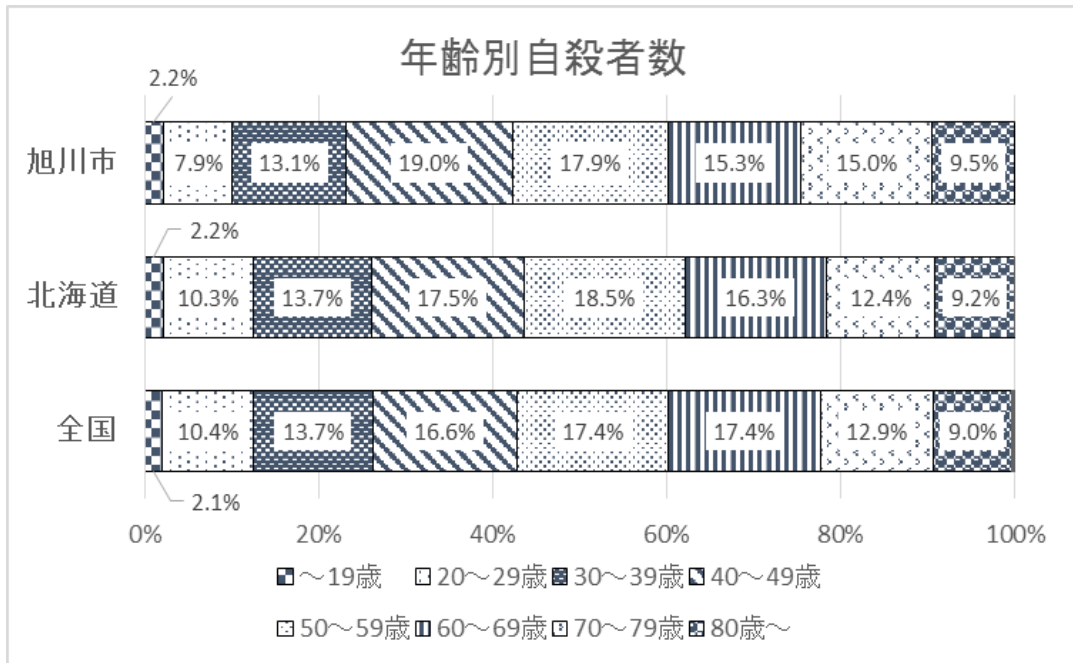
本市における自殺死亡率は、平成13年から17年までは、国及び道よりも上回る状況が続き、特に平成16年は33.7となっています。以後は徐々に減少傾向に転じ、平成24年から27年の4年間は、国及び道を下回る結果となっています。



(3) 年齢階級別状況

旭川市の年齢別自殺者数は、60歳未満が6割を超えており、北海道及び全国と同様の傾向にあります。

また、40歳代の割合が最も高く、北海道及び全国よりも高い割合になっています。



(厚生労働省 地域における自殺の基礎資料H21~29年)

(4) 死因順位

旭川市の年代別の死因順位では、30歳代までの若年層において、自殺は死因の1位を占めています。

また、40~50歳代の中年期においても死因の上位にあがっています。

[年代別死因順位 (旭川市)]

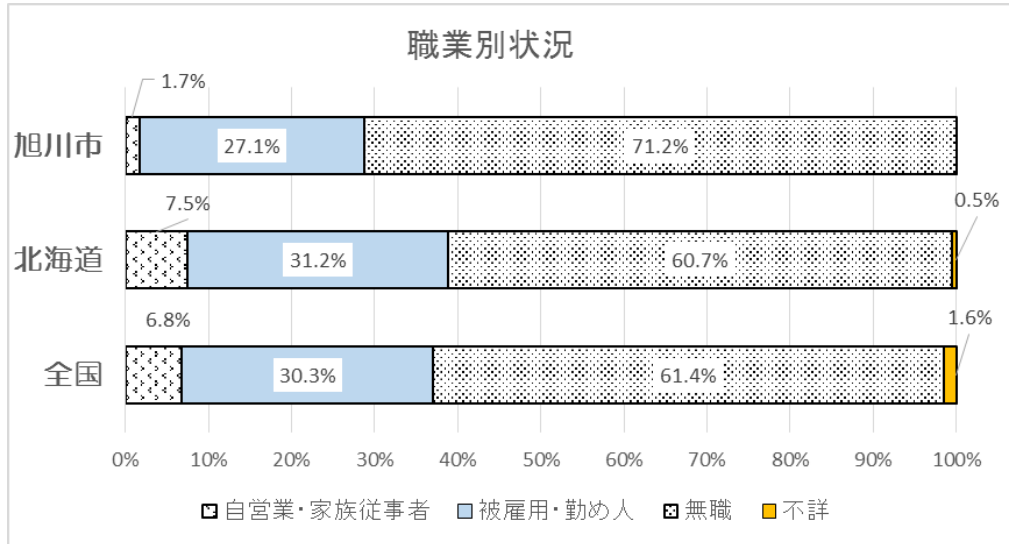
| 年代 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|--------|-------------|-------------|-------------|------------|----------------|
| ~20歳代 | 自殺 21.1% | 不慮の事故 14.8% | 悪性新生物 12.5% | 心疾患 5.5% | 循環器系の先天奇形 5.5% |
| 30歳代 | 自殺 25.6% | 悪性新生物 19.8% | 心疾患 8.7% | 不慮の事故 7.6% | 脳血管疾患 2.9% |
| 40歳代 | 悪性新生物 35.0% | 心疾患 11.7% | 脳血管疾患 6.6% | 不慮の事故 5.5% | 自殺 16.7% |
| 50歳代 | 悪性新生物 36.8% | 心疾患 13.0% | 脳血管疾患 6.8% | 自殺 5.9% | 不慮の事故 4.7% |
| 60歳代 | 悪性新生物 47.5% | 心疾患 15.5% | 脳血管疾患 5.6% | 肺炎 3.5% | 不慮の事故 2.8% |
| 70歳代以上 | 悪性新生物 28.3% | 心疾患 17.1% | 肺炎 6.9% | 脳血管疾患 8.9% | 老衰 6.3% |

自殺:2.0%
自殺:0.5%

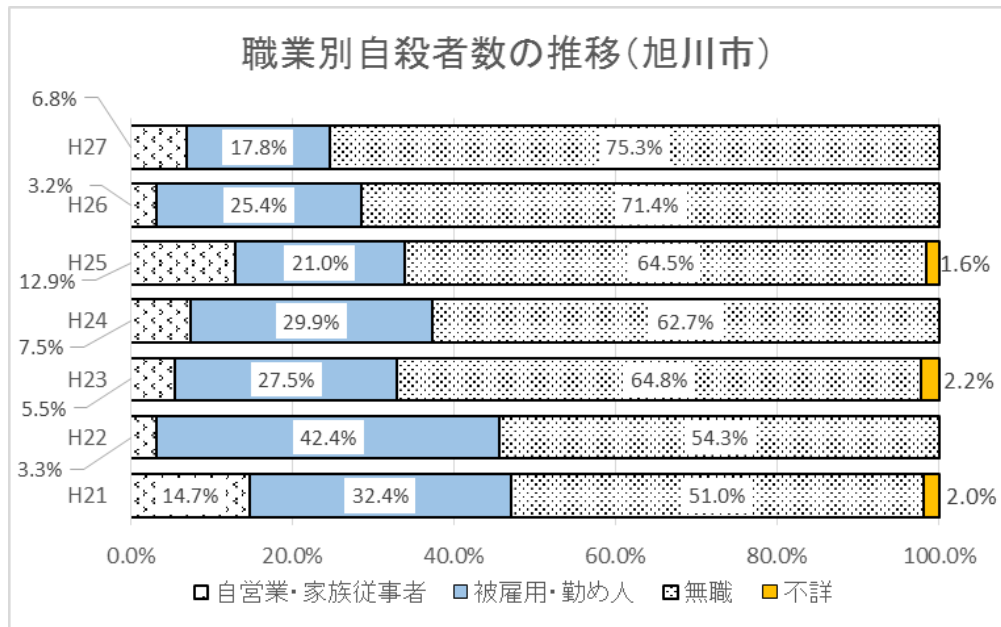
(旭川市 保健衛生年報H24~28年の集計)

(5) 職業別状況

自殺者の職業別状況をみると、旭川市では、全国及び北海道と同様に「無職者」の割合が最も多く、平成29年においては71.2%であり、全国及び全道よりも高くなっています。職業別自殺者数の年次推移からは「無職者」の割合が増加傾向にあるといえます。



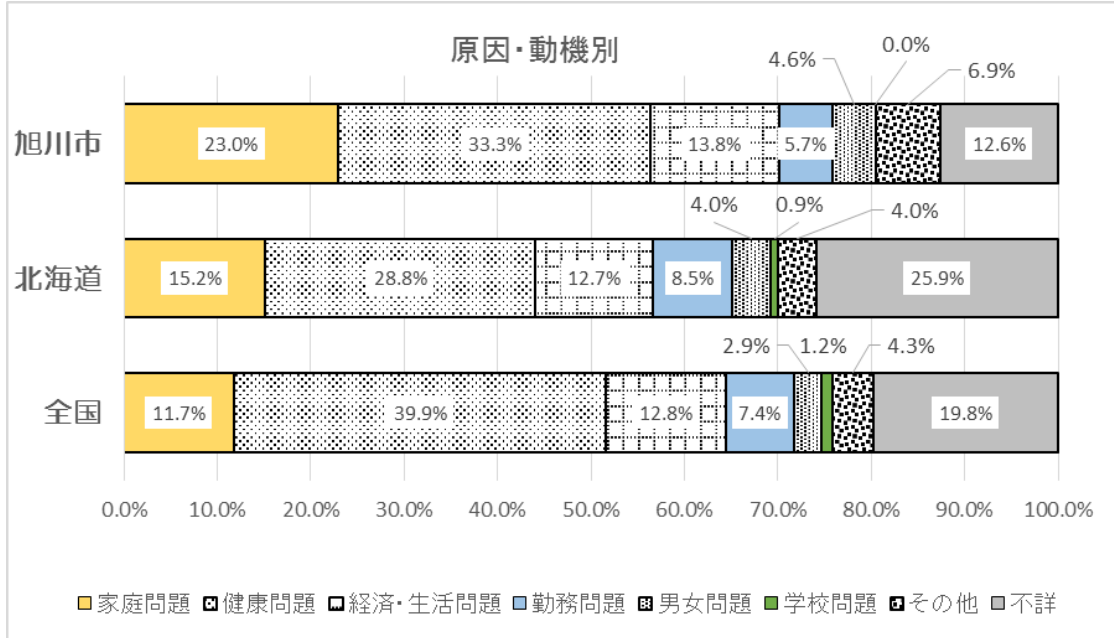
(厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 H29年)



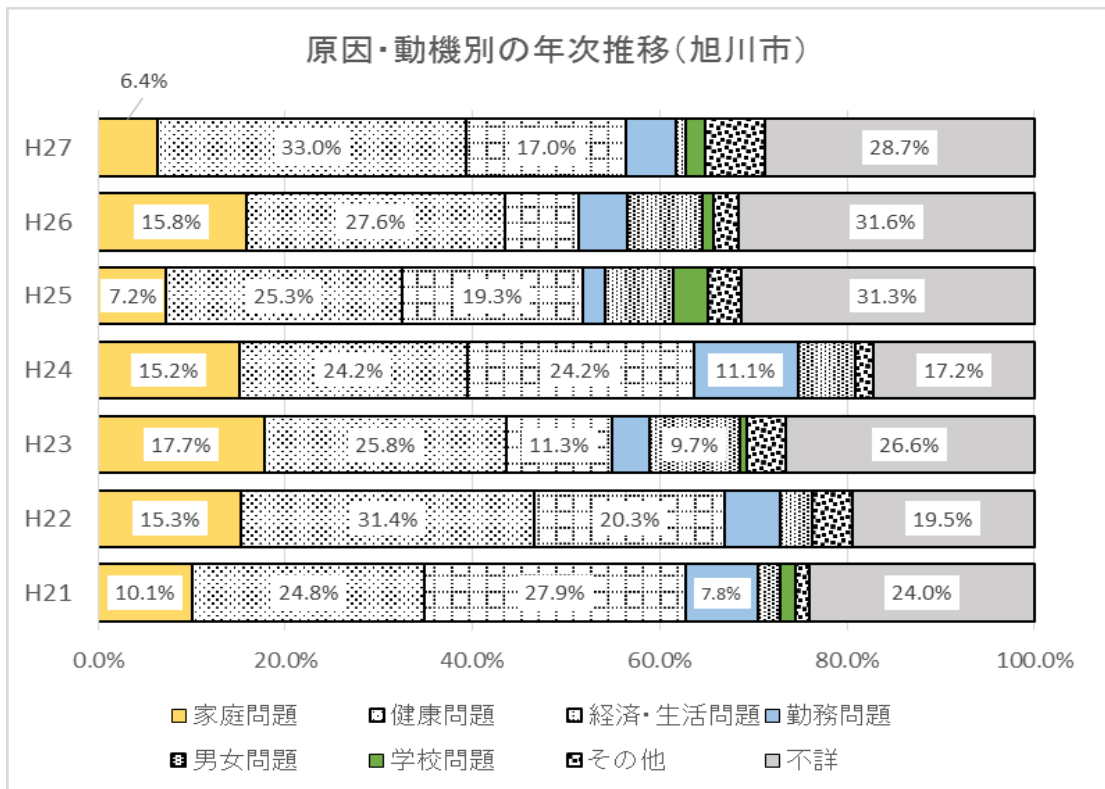
(厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 H21~27年)

(6) 原因・動機別状況

平成29年における自殺者の原因・動機別状況をみると、旭川市では、全国及び全道と同様に「健康問題」の割合が最も高く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」の順になっています。経年的にも、「健康問題」の割合が最も高い割合になっています。



(厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 H29年)



(厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 H21～27年)

(7) 自殺の特性

自殺対策総合推進センターにおいて、過去5年間の「性別」、「年齢別」、「職業の有無別」、「同居の有無別」の自殺者数や自殺死亡率等を集計した「地域自殺実態プロフィール2017」によると、高齢者（60歳以上）の割合が高くなっています。

[自殺統計（自殺日・住居地，H24～28 合計）における旭川市の自殺者数上位5区分]

| 上位5区分 | 自殺者数 (5年計) | 割合 | 自殺死亡率 (人口10万対) |
|----------------------|---------------|-------|-------------------|
| 男性 60歳以上の無職者・同居家族あり | 45 | 13.7% | 32.6 |
| 女性 60歳以上の無職者・同居家族あり | 31 | 9.5% | 14.1 |
| 男性 40～59歳の有職者・同居家族あり | 26 | 7.9% | 17.7 |
| 男性 60歳以上の無職者・独居 | 24 | 7.3% | 83.5 |
| 男性 40～59歳の無職者・同居家族あり | 22 | 6.7% | 168.1 |

(自殺対策総合推進センター 「地域自殺実態プロフィール2017」)

H24～28の旭川市の自殺者数の合計：328人（男性221人，女性107人）

【地域自殺実態プロフィール】

「地域自殺実態プロフィール」は、自殺総合対策推進センター（平成28年に発足）が、地域における自殺計画策定を円滑に進めるために、地域の自殺実態を一目瞭然的に理解できるようにすることを目的として開発したものです。

国は、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するために、自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロフィールを作成しています。

地域自殺実態プロフィールでは、警察庁の自殺統計に基づき、内閣府自殺対策推進室が作成する「地域における自殺の基礎資料」を分析しています。

3 旭川市の自殺対策の課題

自殺者数等の統計から、本市における自殺者数は、年々減少傾向にありますが、30歳代までの若年層では、自殺は死因の第1位を占めています。

また、自殺総合対策推進センターによる地域自殺実態プロフィールによると、自殺者全体に占める割合として、60歳以上の無職者の割合が高いことが示されており、幅広い年齢層に対する対策が必要であるといえます。

自殺の原因・動機については、健康問題の割合が最も高く、心身の健康保持に関する支援が自殺予防対策には必要です。

【旭川市の自殺対策の課題】

- ア 自殺予防やこころの健康に関することなどについての普及・啓発
- イ 若年層への対策
- ウ 自殺対策に係る人材の確保及び養成
- エ 適切な精神保健医療福祉サービスの確保
- オ 社会全体の自殺リスクの低下、地域の支援体制の整備

第3章

旭川市自殺対策推進計画 における目標

第3章 旭川市自殺対策推進計画における目標

1 自殺死亡率

自殺総合対策大綱における数値目標は、先進諸国の水準まで減少させることを目指し、今後10年間（平成38年まで）で平成27年と比較して30%以上減少させ、自殺死亡者を13.0以下にすることをしています。

本市においても、本計画開始から10年間で同様の自殺死亡率を目指すものとするため、平成40年までに自殺死亡者を13.0にすることを目標とします。

※（参考）先進諸国の自殺死亡率

フランス15.1（2013）、米国13.4（2014）、ドイツ12.6（2014）、
カナダ11.3（2012）、英国7.5（2013）、イタリア7.2（2012）

（世界保健機関 Mortality Database）

2 自殺死亡者数等

自殺死亡率の目標値が13.0以下であること、本市の人口減少を勘案して、平成29年の60人から、平成40年までに40人以下とすることを目標とします。

【数値目標】

○自殺死亡率

平成29年〇〇.〇 → 平成40年までに13.0以下

○自殺死亡者

平成29年 60人 → 平成40年までに40人以下

第4章


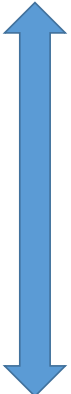


旭川市自殺対策推進計画

における施策と取組

第4章 旭川市自殺対策推進計画における施策と取組

1 施策の体系

国の「自殺総合対策大綱」や本計画における「基本的な考え方」及び本市の自殺対策の課題を踏まえ、次の体系に基づく施策を推進します。

| 段階 | | | | 取組の方向 | |
|---|--|---|---|-------|----------------------------|
| 事前対応 | 危機対応 | 事後対応 | 施策横断 | | |
|  |  |  |  | 1 | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促進する |
| | | | | 2 | 自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上を図る |
| | | | | 3 | こころの健康づくりの相談体制の充実をはかる |
| | | | | 4 | 適切な精神科医療が受けられるようにする |
| | 5 | 社会全体の自殺のリスクを低下させる | | | |
| | 6 | 遺された人への支援を充実する | | | |
| | 7 | 自殺対策に関する活動を行う関係機関・団体等との連携及び支援 | | | |
| | 8 | 子ども・若者の自殺対策を推進する | | | |

2 旭川市における取組

| 取組の方向 | | 関連施策 | 担当課 |
|-------|----------------------------|-------------------------|----------------|
| 1 | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促進する | 自殺予防週間と自殺対策強化月間における啓発事業 | 健康推進課 |
| | | 自殺に関する様々な統計資料の分析及び公表 | |
| | | メンタルヘルス出前講座 | |
| | | 男女共同参画推進事業 | 政策調整課 |
| 2 | 自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上を図る | 大学や専修学校等を対象とした自殺対策研修の実施 | 健康推進課 |
| 3 | こころの健康づくりの相談体制の充実をはかる | 精神保健相談事業 | 健康推進課 |
| | | 難病相談支援事業 | |
| | | 障害者相談支援事業 | 障害福祉課 |
| | | 「障がい者福祉の手引き」の発行 | |
| | | 女性相談事業 | 子育て支援課 |
| | | 地域子育て支援拠点運営事業 | 子ども総合相談センター |
| | | 産後ケア事業 | |
| | | 発達支援相談事業 | |
| | | 児童家庭相談事業 | |
| | | 子ども相談総合センター管理事業 | |
| 保健事業 | 保健指導課 | | |
| 4 | 適切な精神科医療が受けられるようにする | 精神科医師による精神保健相談の実施 | 健康推進課 |
| | | 精神科病院実地指導の実施 | 保健総務課 健康推進課 |

| 取組の方向 | 関連施策 | 担当課 |
|---------------------------------|---|--------|
| 5 社会全体の自殺のリスクを低下させる | 精神障害者の退院後に関する支援 | 健康推進課 |
| | 精神障害者医療費助成事業 | |
| | SOSやまびこネットワークに関する支援 | |
| | 女性活躍・ワークライフバランス推進事業 | 政策調整課 |
| | 旭川まちなかしごとプラザ事業費 | 経済総務課 |
| | 地域で支える成年後見推進事業 | 福祉保険課 |
| | 地域支援事業 | 長寿社会課 |
| | 介護保険料減免事業 | |
| | 障がい福祉計画策定・管理事務 | 障害福祉課 |
| | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事務 | |
| | 障害者福祉センター管理運営事業 | |
| | 日中一時支援 | |
| | 障害児に関するサービス | |
| | 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援 | |
| | 障害者に関するサービス | 生活支援課 |
| | 介護給付、訓練等給付、地域相談支援、計画相談支援 | |
| | 生活困窮者自立支援推進事業 | 子育て支援課 |
| | 生活保護各種扶助事務生活保護適正実施推進事業 | |
| | 母子生活支援施設等運営事業 | 子育て助成課 |
| | ひとり親家庭等医療費助成事業 | 母子保健課 |
| 母子福祉資金等貸付事業 | | |
| 出産支援推進事業 | 子ども総合相談センター | |
| 子育て短期支援事業 | 市営住宅課 | |
| 市営住宅管理事業 | 市営住宅課 | |
| 市営住宅整備事業 | | |
| 6 遺された人への支援を充実する | 自死遺族わかちあいの会の運営 | 健康推進課 |
| | 被害者支援相談室に対する負担金支出 | 交通防犯課 |
| | 災害遺児手当支給事業 | 子育て助成課 |
| 7 自殺対策に関する活動を行う関係機関・団体等との連携及び支援 | 旭川精神衛生協会運営 | 健康推進課 |
| | 旭川市家族連合会運営費補助金の交付 | |
| | 旭川市自殺対策ネットワーク会議の開催 | |
| | 旭川いのちの電話相談員養成事業補助事業 | |
| 8 子ども・若者の自殺対策を推進する | ひきこもりに関する相談及び支援の実施 | 健康推進課 |
| | スクールカウンセラー活用推進事業 | 学務課 |
| | 特別支援教育推進費 | 教育指導課 |
| | 適応指導教室運営事業 | 教育指導課 |

3 関係機関における取組

| | 取組の方向 | 実施団体 | 事業概要等 |
|---|----------------------------|---|---|
| 1 | 市民の一人ひとりの気づきと見守りを促進する | 旭川精神衛生協会 | 地域住民が精神障害者への理解を深めることを目的とした精神保健ボランティア講座（やさしい精神保健講座）の実施。旭川いのちの電話と共催による自殺予防を目的とした講演会、旭川市と共催による地域住民への精神衛生に関する普及啓発事業（精神保健講演会）の開催。 |
| 2 | 自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上を図る | 旭川精神障害者家族連合会 市立旭川病院こぶし会 相川記念病院患者家族会 旭川圭泉会病院家族会 メイプル病院家族会 直江クリニック家族会 アラノン 相川記念病院 アルコール家族教室『すずらん』 ギャマン ナラノン | 家族会 精神疾患を持つ方の家族が悩みを語り合ったり、疾病や障がいについて学習を行う場。 ※例会開催日時 第4土曜 13：30～ 家族会 精神疾患を持つ方の家族が悩みを語り合ったり、疾病や障がいについて学習を行う場。 家族会 精神疾患を持つ方の家族が悩みを語り合ったり、疾病や障がいについて学習を行う場。 家族会 精神疾患を持つ方の家族が悩みを語り合ったり、疾病や障がいについて学習を行う場。 家族会 精神疾患を持つ方の家族が悩みを語り合ったり、疾病や障がいについて学習を行う場。 アルコール依存症の家族と友人の自助グループ。 ※旭川市内のミーティングはなし。 アルコール問題を抱える家族のための教室 第2・4土曜 10：00～11：30 ギャンブルの家族や友人の自助グループ 旭川市ときわ市民ホール 毎週火曜日 10：00～11：00 ※第1火曜のみ 19：00～20：00 薬物依存症の家族と友人の自助グループ。 ※旭川市内のミーティングはなし |
| 5 | 社会全体の自殺のリスクを低下させる | NPO法人 レター・ポスト・フレンド 相談ネットワーク 一般社団法人 北・ほっかいどう総合 カウンセリング支援センター 北海道家庭生活カウンセラー 旭川クラブ 日本司法支援センター （法テラス） 旭川地方事務所 （法テラス旭川） | ひきこもり経験者による相談活動、自主グループ活動等。 家庭問題や人間関係など生活全般に関する悩みごとや困りごとに関する相談。 火・木曜 10：00～15：00 家庭生活相談 家庭問題や人間関係など日常生活全般に関する悩みごとについての相談。 毎週土曜（祝祭日除く）10：00～15：00 法的トラブル解決のための総合案内 9：00～21：00（土曜 9：00～17：00） 法的トラブル解決のための総合案内 平日 9：00～17：00 |

| | 取組の方向 | 実施団体 | 事業概要等 |
|-----------------------|------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 5 | 社会全体の自殺のリスクを低下させる | 旭川弁護士会 法律相談センター | 法律に関する相談（有料，事前予約が必要） |
| | | 北海道貸金業苦情相談 専用フリーダイヤル | 貸金業，多重債務のトラブル，北海道に登録のある事業者についての苦情相談窓口。 ※環境生活部くらし安全局消費者安全課 011-231-4111（札幌市） ※高金利，悪質取立，闇金，詐欺などは警察相談 #9110 |
| | | 一般社団法人 北・ほっかいどう被害者相談室 | 犯罪や事件事故に遭われた方と家族からの相談。 月・火・木・金曜 10：00～15：00 |
| | | 旭川市配偶者暴力 相談支援センター（女性相談） | 女性が抱える様々な問題の相談，DV被害の相談。 |
| | | 女性の人権ホットライン | 女性が抱える悩みや被害に関する相談。 月～金曜 8：30～17：15 |
| | | 性犯罪被害110番 （北海道警察旭川方面本部） | 性犯罪被害に関する相談。 |
| | | 性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH（さくらこ） | 性暴力についての相談。 月～金曜 13：00～20：00 |
| | | 北海道警察旭川方面本部 相談センター | DV・ストーカーについての相談。 |
| | | ウィメンズネット旭川 | DVについての相談。 月～金曜 11：00～16：00 |
| | | 北海道難病連 | 療養生活，医療福祉制度，年金，住宅改装等に関する相談。面接相談も可能。 |
| | | 脳外傷友の会 コロボックル・道北 | 高次脳機能障害についての相談。 |
| | | 地域活動支援センターあかしあ／ あかしあ障害者総合相談支援センター | 障がいのある方への生活支援（食事，入浴等の憩いの場，居場所）。障がい者とその家族が安心した日常生活，社会生活を営むための相談支援。 月～金曜 9：30～18：00 |
| | | 地域活動支援センター あしすと | 障がいのある方への生活支援（食事，入浴等の憩いの場，居場所）。障がい者とその家族が安心した日常生活，社会生活を営むための相談支援。 |
| | | 地域活動支援センター ななかまど | 作業訓練や生活訓練を行う場。 |
| | | 断酒会 | 当事者会。 体験を語り合い，互いに支え合って断酒を継続する。 |
| | | AA （アルコールリクス・アノニマス） | アルコール依存症の自助グループ。 日曜 13:00～14:30（旭川市ときわ市民ホール） 水曜 19:00～20:30（旭川五条カトリック教会司祭館） |
| GA （ギャンブラーズ・アノニマス） | ギャンブル当事者の自助グループ ※旭川市内のミーティングはなし | | |

| | 取組の方向 | 実施団体 | 事業概要等 |
|---|-------------------------------|--|---|
| 5 | 社会全体の自殺のリスクを低下させる | 北海道 ひきこもり成年相談センター (札幌市) | ひきこもりに関する電話・来所・メール相談等。 |
| | | 全国ひきこもり KHJ親の会 家族会連合会・北海道はまなす (札幌市) | ひきこもりの子を持つ親の会 |
| | | 旭川市自立サポートセンター | 仕事や生活にまつわる「経済的な悩み」などでお困りの方の相談。 旭川市第二庁舎4階 8:45~17:15 |
| | | 旭川成年後見支援センター | 旭川市ときわ市民ホール1階 月~金曜 8:45~17:15 |
| | | 被害者支援相談室 (旭川地方検察庁) | 犯罪や事件、事故に遭われた方、家族からの相談。 9:00~17:15 ※犯罪被害者ホットライン(北海道被害者相談室) 011-232-8740 |
| | | 旭川いのちの電話 | 孤独や絶望などこころの悩み相談。 月~木曜 9:00~15:30 金曜 9:00~0:00 土・日曜・祝日 24時間 |
| | | 全国共通人権相談ダイヤル (みんなの人権110番) | 差別・いじめ・嫌がらせ等、人権問題に関する相談全般。 月~金曜 8:30~17:15 |
| | | 旭川地方務局 人権擁護課 | いじめ・嫌がらせ・セクハラ・パワハラ・虐待等で人権侵害された という被害者の申し立てを受け、調査し、被害者を救済する活動 (面接も可)。 人権への意識向上、理解を深める啓発活動も行う。 |
| | | 北海道旭川児童相談所 | 18歳未満の子どもの心やからだのこと、家庭や学校での問題、虐待 などの相談。 |
| 7 | 自殺対策に関する活動を行う関係機関・団体等との連携及び支援 | 発達障害者支援道北地域センター きたのまち | 発達障がい相談。 旭川市障害者福祉センター おびった 月~土曜 9:00~17:00 |
| | | 上川圏障がい者 総合相談支援センター ねっと | 障がい者が暮らしやすい地域づくりを支援。 |
| | | 旭川市障害者 総合相談支援センター あそーと | 障がい者とその家族が安心した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域生活に関わる情報提供等の相談支援を行う。障がい者を支援する事業所からの相談に応じる。 月~土曜 9:00~18:00 |
| 8 | 子ども・若者の自殺対策を推進する | 子どもの人権110番(法務局) | 子どもの人権(虐待、いじめ等)に関わる相談。 月~金曜 8:30~17:15 |
| | | 北海道警察旭川方面本部 少年サポートセンター | 非行、薬物乱用、いじめ、少年に係る犯罪被害、悩みなどの相談。 月~金曜 8:45~17:30 |
| | | 子ども・青年・家族を支えあう 旭川そよ風の会 | 不登校やひきこもり傾向の当事者サポート、当事者家族が支えあうための交流や学習などを行う。 毎月第1火曜 13:00~17:00 会場:北星公民館(北門町8丁目) ※年会費500円、都合の良い時間での参加が可能 |
| | | あさひかわ 若者サポートステーション | 15~39歳の方、保護者を対象に就職・進学・資格獲得など、若者の職業的な自立を支援する。 |

第5章

推進体制等

1 推進体制

(1) 庁内における推進体制

「旭川市自殺対策計画庁内推進会議」において、本市の自殺の現状等についての共通認識を持ちながら、総合的な施策・事業の展開に向けた協議を進めます。

また、地域保健業務に関連の深い医療・保健・福祉等の関係機関及び市民から構成される「旭川市保健所運営協議会」において、報告又は協議をするなど、効果的な事業の推進を図ります。

(2) 地域における推進体制

「旭川市自殺対策ネットワーク会議」において、地域における自殺対策関連事業についての共通理解を得ながら、相互に連携を図り、ネットワークの構築、具体的な施策の展開を図ります。

2 計画の効果的な推進

本計画の取組状況や自殺死亡率の状況等について、推進体制の中で、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行います。

【PDCA サイクルのイメージ】

